ACSV MONTHLY LETTER

今回は「有価証券の評価損」についてのお話です。日経平均株価は9,000円を割り込むなど、なお低い水準で推移しています。税務上、いわゆる「含み損」について、一定の場合に評価損を計上できることとなっております。なお、個人的に所有する有価証券については評価損は認められておりません。

上場有価証券等の評価損

上場有価証券等について、税務上は「その価額が著しく低下した」場合に、評価損の計上が認められます。この「著しく低下」とは、事業年度末の時価(株価など)が帳簿価額の50%を下回っており、近い将来その回復が見込まれないことをいう、とされています。

の回復可能性について従来は厳格にとらえられ、時価が過去2年間ずっと50%下回った状態でなければ評価損を計上しない、という実務が定着していました。これが平成21年4月に国税庁が公表したQ&Aにより「法人の合理的な判断基準」を尊重することが明示されました。

中小企業の場合、「法人の合理的な判断基準」を示せるかどうかという問題はありますが、評価損が認容されるケースが増えるものと思われます。評価損を計上する場合の自社基準を明文化し、継続して適用することが必要となります。

企業会計上の有価証券の減損との違い

企業会計上の有価証券の減損は、上記の であれば、合理的な反証(時価が回復するという証拠)がない限り、原則として減損(評価減)を行うものとされています。上場企業等の場合、監査法人等の監査を受けており、厳格に判断・処理されています。税務上も、監査法人等の監査においてチェックを受けている場合の評価損は損金算入できることになっています。

税務カレンダー

	内容	備考
9月	-	
10月	個人住民税納付(第3期)	

(注) 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。 源泉所得税の納付期限は、翌月10日です(納期特例を除く)。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。

電子メール or ファックス or 郵便 で配布しております。変更を希望される方はご連絡下さい。 (できるだけ 電子メール でお願いしております)



上原浩二会計事務所 公認会計士・税理士 上 原 浩 二 〒631-0002 奈良市東登美ヶ丘 1-11-3 Tel (0742) 48-3120